

令和2年8月25日

福井市各幼小中学校 保護者の皆様

福井市教育委員会教育長

児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（改訂）

日頃から本市の教育活動に御協力いただき、誠にありがとうございます。

また、毎日のお子様の健康管理ならびに、感染防止対策等に御理解と御協力をいただいておりますこと、併せて御礼申し上げます。

6月1日からの学校再開時には、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について」保護者の皆様に通知したところですが、今回、文部科学省、県教育庁の通知を受け、下記のとおり改訂いたしました。

現在、福井市内の学校における児童生徒等の感染は認められないものの、今後、児童生徒等に新型コロナウイルス感染者が発生した場合には、以下の対応をとることとします。

また、**万が一、お子様、御家族の方が相談窓口にお問い合わせの結果等により、検査を行うこととなった場合、感染者や濃厚接触者として認められた場合は、速やかに学校へ御連絡ください。**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、引き続き御理解と御協力をお願いします。

記

1 児童生徒等が感染した場合

① 当該児童生徒の対応

当該児童生徒は完治するまで出席停止（欠席日数とはならない）とする。

② 学校の対応

- ・保健所等と協議した上で、感染児童生徒が通学する学校はおおむね3日間学校を閉鎖し、校内の消毒を行う。ただし、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合は、休業期間の延長を検討する。
- ・当該学校に通学する児童生徒は出席停止扱い（欠席日数とはならない）となる。

2 児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合

① 当該児童生徒の対応

当該児童生徒のみ、保健所が指示する期間（感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間）を出席停止（欠席日数とはならない）とする。

② 学校の対応

学校は通常どおりとする。

3 児童生徒の家族等が濃厚接触者に特定された場合で、児童生徒は濃厚接触者に特定されていない場合（例：家族が外出先で濃厚接触者となったが、その子どもは濃厚接触者となっていない。）

① 当該児童生徒の対応

保護者から感染が不安で休ませたい旨の相談があった場合においては、出席停止（欠席日数とはならない）とする。

② 学校の対応

学校は通常どおりとする。